



播磨町長様

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

申請年月日 令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号

法人番号

特別徴収義務者指定番号

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

Table with 3 main rows: 1. Special provisions for tax amount, 2. Monthly payment details table, 3. Reason for application.

Summary table with columns for processing status (承認/却下), reasons for withdrawal, current delinquency status, notification date, and decision status.

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常には10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

(2) (1) に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき町長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

6月から11月までの給与に係る特別徴収税額 12月10日まで

12月から翌年5月までの給与に係る特別徴収税額 翌年 6月10日まで

(注) 10日が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日

(4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき町長に届け出なければなりません。

(注) 町税の滞納や著しい納付納入遅延がある者については、この特例の承認を受けることができません。また、この特例の承認を受けても、滞納したり、納付納入遅延をきたしたりすると、この特例の承認を取り消す場合がありますから、ご注意ください。

2. 申請書の書き方

(1) 「特別徴収義務者指定番号」欄には当初特別徴収義務者として指定した番号を記入してください。

(2) 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) 「②」欄には、申請日の属する月を除く直近6か月間の各月末の人数と、各月の給与の金額を記入してください。

この場合において、臨時の勤務者があるときはその人数を「人数」欄の、その支払金額を「支払金額合計」欄のそれぞれ括弧の中に記入してください。

(4) 「③」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

(5) ※印を付けた欄には記入しないでください。